

A8 締日や支給日の変更に当たって従業員の不利益にならないように注意する必要があります。

[解説]

締日・支払日を変更する際は以下の点に注意する必要があります。

1.就業規則の変更、周知

給与の支払いに関しては、労働条件の重要な要素ですので就業規則の絶対的記載事項となっています。したがって、就業規則の変更が必要です。変更する際には従業員の方に周知頂き、理解を得て頂くことも必要です。

2.賃金支払い5原則の遵守

労働基準法第24条では、賃金の支払い方法について、労働の対象である賃金が安全かつ確実に労働者に渡るように

- ①通貨払い
- ②直接払い
- ③全額払い
- ④毎月1回以上払い
- ⑤一定期日払い

の5つの原則が定められており、この5原則が守られているかどうか
に注意しながら変更を行う必要があります。

特に注意が必要なのは毎月1回以上払いの原則です。変更に伴って全く支払いの無い期間が1ヶ月以上できていないか確認してください。

3.労働者の不利益にならないよう配慮

締日・支払日を変更したとしても支給する総額は変わらないのですが、なかには支払日を気にして生活をしていらっしゃる方もいらっしゃいます。労働者の事情を勘案して、例えば前払いですとか、賞与支給のある月に変更をするなど労働者に不利益にならないよう配慮が求められます。